

# 地域ネットワークニュース

～平成22年7月の勉強会のお知らせ & 6月の勉強会報告～

第153回地域ネットワーク勉強会

## 発達障害児支援における

## 臨床心理士の役割



講師：茨城県発達障害者支援センター  
臨床心理士 佐藤和子氏

7月26日(月)

19:00～21:00

神栖市保健・福祉会館内にて  
参加費無料

今日、資格社会といわれるほど様々な分野で資格が設けられています。福祉・医療分野だけでも社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士、医師、看護師など、上げれば切りがありませんが、どの資格も子どもから高齢者、障害者などその対象範囲は多岐に渡っています。

臨床心理士も同じように対象範囲が広く、医療機関や保健センター、学校や企業などで活躍されていますが、発達障害児者の分野においては、本人やその家族の相談に応じたり、発達検査を行ったり、時には他の関係機関との調整役を担ったりしています。

今回の勉強会では、発達障害児支援における臨床心理士の役割を中心に、本人や家族との相談対応事例と対応する際の注意点、発達検査の種類と何のために検査をするのか、といった臨床心理士としての業務について、県発達障害者支援センターの支援内容を踏まえて実践されている立場からお伝え頂きます。

関係する機関の業務や役割を知り、相談できる機関を知っておくことで、仕事で困ったとき、悩んだときに「心のよりどころ」となるはずです。多くのお子さんに関わる保育士や幼稚園・小学校教諭等、関心のある方々の参加をお待ちしております。

お問合せ：電話 0299-93-0294 神栖市社会福祉協議会 まちづくりグループ 三浦



第152回地域ネットワーク勉強会報告 平成22年6月23日開催<参加者41名>

## 知っておきたい!!相続と遺言の基礎知識

【カシマ総合法律サービス 司法書士 鈴木伸洋氏】

遺言で遺族に自分の思いを正しく伝えたり、遺産分割をスムーズに進めてほしいとお考えの場合は「公正証書遺言」がおすすです、と講師の鈴木先生は講義内でお話しされておりました。

例えば.....

未成年の子がいて、その父親が亡くなったとき、母親は子に変わって相続の手続きを執ることができないこと(母親も相続人となるため、子には母親以外の代理人を立てなければならない)。

妻はいるが子がない時、妻は容易に全財産を相続することができないこと。

法律で決められている法定相続人は限りがあり、親族 身内といっても相続を受けられない場合があること。等々、相続の中身はかなり複雑であることを知ることができました。

その複雑な相続を残された遺族に任せることのないように遺言はとても重要ですが、その遺言も自分で作成する「自筆証書遺言」の場合、遺言を残しても発見されなかったり、隠匿されることがあり、また文言が不明確であったり、必要事項の記入漏れがあったりすると、無効になってしまう危険性があることから、「公正証書遺言」での作成が適確であることを知りました。

相続と遺言は いざとなってから まだ大丈夫 と思いがちですが、自分が元気な時に考えておく、学んでおくことが、大切な家族を守ることにもつながっていることを実感しました。